

おさぞい

小倉生健会

「料理を作って、食べて、語る交流会」

《今回の合同班会議は》

- ①単身者の方にとって料理作りはおっくうになりがちです。
みんなで、見よう見まねで料理を作り、みんなで食べながら大いに語り合しましょう。
- ②材料の買い出しも、魚屋・八百屋さんをしていた会員さんが目利きをします。
- ③日ごろから感じている思い、疑問、相談、怒り、なやみなどを持ち寄り交流しましょう。

**小倉生健会の会員、賛助会員、読者会員、会員でない方、
生健会に関心がある方もない方も大歓迎です。**
(事前にご連絡いただければありがたいです)



日時：11月2日(土) 11時～14時
場所：生涯学習センター（小倉北警察署となり）
小倉北区大門一丁目6番43号(2階調理室)
参加費：無料（生健会財政から負担します）
参加申し込み：
 八記：090-1361-0876 毛利：090-9476-3624
 酒井：090-6423-8633 田中：090-9598-5583

＜小倉生健会とは＞

正式名称は、全生連 小倉生活と健康を守る会（略称：小倉生健会）です。
 小倉北区と小倉南区の生健会です。
 生健会は、1954年に誕生した団体で、今年で65年になります。一人ひとりの願いや要求をみんなの力を合わせて実現していくのが「生活と健康を守る会」です。
 暮らしに必要な制度を活用し、みんなの声を聞いて改善したり、新しい制度をつくる運動にとりくんでいます。楽しいことや助け合いのとりにくみもしています。
 生活と健康を守る会は、政党や宗教、考え方のちがいににかかわらず、一致する要求で手をつなぎます。生きる権利と平和を守り、誰もが人間らしく暮らすことのできる社会と政治にするために、あなたもぜひ入会して、一緒に運動しませんか。



生活保護にかかる「変更決定通知書」は内容が分かるものに改善するとともに、「返還」や「戻入」などの事務処理を迅速に行うことを求める陳情

北九州市議会議員 村上 幸一 様

【趣旨】

今年度から「生活保護変更決定通知書」が大幅に改善されたことを高く評価しております。しかし、変更後もなお、各金額の内訳は分かりにくいままになっています。特に、「就労外収入」「その他の控除」「追給額」「本人負担額」等、「保護の変更理由」に内訳・金額等が示されていないため、その金額の根拠が分からないものになっています。

生活保護利用者が一時扶助費等を申請するときは、見積書、請求書、明細書、領収書等の書面での金額や理由が求められ、書面が不十分な場合は給付が行われません。ところが「変更決定通知書」等は、結論だけしか記載されていません。そのため、有無をいわずお金を取り上げられている感覚しかありません。

「変更決定通知書」等には「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対し審査請求をすることができます」と、書いてあります。しかし、この「変更決定通知書」では不服があるのか無いのかすら、確認するすべがありません。

家族人員の減少や入院等による生活保護費の「過払い」が生じた場合、「戻入」の決定が出されるのに3か月もかかることがあります。年金の開始、就労、相続や事故の解決金、慰謝料などに伴う収入があった時の「収入認定」が行われる場合も同様です。そのため「使ってしまった」「保護費がゼロ円になるとは知らなかった」等のトラブルも少なくありません。

「使ってしまった」などのトラブルを防止するために、これらの制度のしくみを事前に分かりやすく説明する等の方策を具体化し徹底することが必要です。

「収入認定」「戻入」（保護費からの天引き）等の取り扱いを行う場合には、生活保護利用者が生活できるように「過払い」や「収入認定」を迅速・的確に行うとともに、各月のその世帯の扶助基準を大きく下回ることがないようにしなくてはなりません。そのために下記の項目について陳情いたします。

【陳情項目】

1. 「生活保護変更決定通知書」等は、生活保護利用者が各金額と理由や経過を確認できる書面にしてください。
2. 生活保護費の「過払い」や「収入認定」の事務処理を迅速に行い、最低生活費の中からの「返還」や「戻入」が生じないようにしてください。

氏名	住 所

【連絡先】生活と健康を守る会北九州ブロック協議会議員・波田千賀子／電話・ファクス：093-391-7380

キ
リ
ト
リ
線